

新潟市公営企業の主要職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月 29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第18号

新潟市公営企業の主要職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(新潟市公営企業の主要職員を定める規則の一部改正)

第1条 新潟市公営企業の主要職員を定める規則(昭和58年新潟市規則第56号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、事業所長」を削り、「営業所長」を「事務所長」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和58年新潟市規則第57号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、事業所長」を削り、「、営業所長」を「、事務所長」に、「浄水場長及び営業所長補佐」を「事務所長補佐及び浄水場長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。